

山口県報

令和元年
12月17日
(火曜日)

目 次

○規則

一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の施行期日を定める規則(人事課)……………一

一般職に属する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則(人事課)……………一

知事等の給与及び旅費に関する条例及び山口県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則(人事課)……………一

○人委規則

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則……………一

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則……………四

特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則……………四

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則……………四

一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和元年十二月十七日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県規則第二十一号

一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(令和元年山口県条例第二

十一号)の施行期日は、令和元年十二月二十五日とする。

一般職に属する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和元年十二月十七日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県規則第二十二号

一般職に属する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

一般職に属する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(令和元年山口県条例第二十二号)の施行期日は、令和元年十二月二十五日とする。

知事等の給与及び旅費に関する条例及び山口県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和元年十二月十七日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県規則第二十三号

知事等の給与及び旅費に関する条例及び山口県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

知事等の給与及び旅費に関する条例及び山口県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例(令和元年山口県条例第二十三号)の施行期日は、令和元年十二月二十五日とする。



初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年十二月十七日

山口県人事委員会

山口県人事委員会規則第九号

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則
初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和四十四年山口県人事委員会規則第十
八号）の一部を次のように改正する。

別表第六の八 海事職給料表昇格時号給対応表中

22	21
22	22
22	22
23	22
23	22
23	23
23	23
24	23
24	23
24	23
24	23
25	24
25	24
25	24
26	24
26	25
26	25
27	26
27	26

を

に

29	28
29	29
30	29
30	29
31	30
31	30
32	30
32	31

を
に改める。

33	31
33	31
34	32
34	32
35	33
35	33
36	34
36	34
37	35

別表第六の二 研究職給料表昇格時号給対応表中

38	37
39	38
40	38
41	39
41	39
42	40
42	40
43	41
43	41
44	42
44	42
44	43
44	43

を

に

46	45
47	46
48	46
48	46
49	47
49	47
50	48
50	48
51	49
51	49
52	50
52	50
53	51
53	51
54	52
54	52

を

に

を

に

を

54
55
55
56

52
53
54
55

62
62
63
63

61
61
62
62

30
31
31
32

25
26
26
26
26
27
27
27
27
28
28
28
28
29
30
31

に改める。

別表第六のホ 医療職給料表(一)昇格時号給対応表中

26
27
28
28
28
28
28
29

を

25
26
26
26
27
27
28
28

に

30
30
30
30

を

29
30
30
30

に

32
32
32

を

31
32

に改める。

31

30

別表第六のへ 医療職給料表(二)昇格時号給対応表中

42
42
43
43
44
44
45
45
45
45
46
46
46
47
47

を

41
42
42
42
43
43
43
44
44
45
45
46
46

に改

める。

別表第六のチ 教育職給料表(一)昇格時号給対応表中

42
43
44
45
45
46
46
47
47
48

を

41
42
42
43
43
44
44
45
46
47

に改

める。

46

45

別表第六のり
教育職給料表(二)昇格時号給対応表中

46	47	47	47	48	49	50	50	51	52
を									
46	46	47	47	48	48	49	50	51	51
に、									

62	62	63	63	64	64	65	65
を							
61	62	62	62	63	63	63	64
に、							
65	66	66	66	66	66	66	66
を							
65	65	65	65	65	65	65	65
に、							
66	67	67	67	67	67	67	67
を							
67	67	67	67	67	67	67	67
に、							
68	68	68	68	68	68	68	68
を							
66	66	66	66	66	66	66	66
に、							
69	69	69	69	69	69	69	69
を							
68	68	68	68	68	68	68	68
に改める。							

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年十二月十七日

山口県人事委員会

山口県人事委員会規則第十号

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則

給料の調整額に関する規則(昭和三十四年山口県人事委員会規則第二号)の一部を次のように改正する。

別表第一「精神保健福祉センター」の項中「三一八、二〇〇円」を「三二〇、一〇〇円」に改める。

附 則

この規則は、令和元年十二月二十五日から施行し、改正後の給料の調整額に関する規則の規定は、平成三十一年四月一日から適用する。

特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年十二月十七日

山口県人事委員会

山口県人事委員会規則第十一号

特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

特殊勤務手当の支給に関する規則(昭和三十七年山口県人事委員会規則第二号)の一部を次のように改正する。

第十九条の二第一項第四号中「四時間」を「三時間」に改める。

附 則

この規則は、令和二年一月一日から施行する。

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年十二月十七日

山口県人事委員会

山口県人事委員会規則第十二号

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和三十九年山口県人事委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

第十四条第一号中「百分の百八十」を「百分の百九十」に、「百分の二百二十」を「百分の二百三十」に改め、同条第二号中「百分の八十五」を「百分の九十」に、「百分の百五」を「百分の百十」に改める。

附 則

この規則は、令和元年十二月二十五日から施行し、改正後の期末手当及び勤勉手当に関する規則の規定は、平成三十一年四月一日から適用する。

令和元年十二月十七日
印刷発行

発行人
所

山口県
知事
庁